

付議案第68号

福岡市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和4年12月12日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市立特別支援学校管理規則（昭和63年福岡市教育委員会規則第11号）で定めている卒業証書、入学願書等の様式を要綱等で定めることとしたため、同規則の一部を改正する規則案について、福岡市教育委員会事務委任規則第2条1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

福岡市立特別支援学校管理規則（昭和63年福岡市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(様式第1号)」を削る。

第10条第2項中「(様式第2号)」を削る。

第11条中「(様式第3号)」を削る。

第12条第1項中「(様式第4号)」を削る。

第22条の表中「並びに別記様式第3号及び様式第4号。」を削る。

本則に次の1条を加える。

(卒業証書等の様式)

第24条 この規則の規定による卒業、入学等に関し作成する卒業証書、入学願書等の様式については、教育長が別に定める。

別記様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

○福岡市立特別支援学校管理規則（昭和63年福岡市教育委員会規則第11号）

旧	新	備考
<p>第1条～第6条（略） （卒業証書）</p> <p>第7条 校長は、小学部、中学部又は高等部の課程を修了したと認められた者に対しては、卒業証書（様式第1号）を授与する。</p> <p>2（略） （高等部の入学許可）</p> <p>第8条・第9条（略）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 校長は、前項の規定に基づき入学を許可したときは、高等部入学者報告書（様式第2号）により教育委員会に報告しなければならない。 （高等部の入学願書）</p> <p>第11条 高等部に入学しようとする者は、入学願書（様式第3号）にその他必要な書類を添えて、校長に願い出なければならない。 （誓約書）</p> <p>第12条 第10条第1項の規定による許可を受けた者は、校長の指定する日までに、次に掲げる要件を満たす保護者と連署して、誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。 (1)・(2)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第13条～第21条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （卒業証書）</p> <p>第7条 校長は、小学部、中学部又は高等部の課程を修了したと認められた者に対しては、卒業証書_____を授与する。</p> <p>2（略） （高等部の入学許可）</p> <p>第8条・第9条（略）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 校長は、前項の規定に基づき入学を許可したときは、高等部入学者報告書_____により教育委員会に報告しなければならない。 （高等部の入学願書）</p> <p>第11条 高等部に入学しようとする者は、入学願書_____にその他必要な書類を添えて、校長に願い出なければならない。 （誓約書）</p> <p>第12条 第10条第1項の規定による許可を受けた者は、校長の指定する日までに、次に掲げる要件を満たす保護者と連署して、誓約書_____を校長に提出しなければならない。 (1)・(2)（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第13条～第21条（略）</p>	

(成年者である生徒に関する読替え)  
 第22条 成年者である生徒に対する次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項及び第2項並びに別記様式第3号及び様式第4号。	保護者	生計を維持する者
第13条第1項及び第13条の2第1項	保護者が連署して 校長に	校長に
第14条第1項及び第15条第3項	保護者が連署して 医師の	医師の

第23条 (略)

様式第1号

(略)

様式第2号

(略)

様式第3号

(略)

様式第4号

(略)

(成年者である生徒に関する読替え)  
 第22条 成年者である生徒に対する次の表の左欄に掲げるこの規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項及び第2項	保護者	生計を維持する者
第13条第1項及び第13条の2第1項	保護者が連署して 校長に	校長に
第14条第1項及び第15条第3項	保護者が連署して 医師の	医師の

第23条 (略)

(卒業証書等の様式)

第24条 この規則の規定による卒業、入学等に関し作成する卒業証書、入学願書等の様式については、教育長が別に定める。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

## 福岡市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案

### 1 改正の趣旨

福岡市立特別支援学校管理規則（昭和63年福岡市教育委員会規則第11号）で定めている卒業証書、入学願書等の様式について、要綱等で定めることとしたため、同規則を改正するもの。

### 2 改正の内容

様式第1号から様式第4号までについて、教育長が別に定めることとするもの。

### 3 施行期日

公布の日（令和4年12月15日）